

# 第1章 総則

## 1, 目的

この指針は、斑鳩町下水道条例（平成14年斑鳩町条例第26号。以下「条例」という。）に基づく排水設備の設置等の工事（以下「工事」という。）について、正しく設計・施工等を行うことを目的とする。

## 2, 適用

排水設備の設置及び構造については、関係法令及び条例第4条に規定する技術的な基準のほか、この指針によるものとする。ただし、これらに定めのない事項については、（公益社団法人）日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」を参考に、建築物及び環境等の条件を考慮し適切な方法で工事を行なうものとする。

## 3, 基本事項

- ① 排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。その構造は耐久性、耐震性を有し維持管理が容易であるものとする。
- ② 本町の下水道は分流式であることから、汚水と雨水を分離し、汚水の排除にあつては、汚水の管渠に接続する公共ますへ、雨水の排水設備にあつては、側溝等の雨水排水施設に接続させるものとする。

## 4, 使用資器材

排水設備の材料及び器具は、安全性、衛生性、耐久性を有するとともに維持管理を考慮したものとし、日本工業規格（JIS）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を使用するものとする。

規格品以外を使用する場合は、あらかじめ斑鳩町下水道課（以下「町」という。）と協議を行い、使用の目的及び用途に適した性能があると認められるものを使用するものとする。